

仕組債の取引に係るご注意

本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル) 〕

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

**「フィンランド地方政府保証機構保証付
フィンランド地方金融公社 2020年8月5日満期
為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付
円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券」
の契約締結前交付書面**

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、「フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2020年8月5日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券」(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に売出しの取扱いや当社が直接の相手方となる方法により行います。
- 本債券の当初払込みおよび利払いは円貨ですが、満期償還額は満期償還日の15営業日前の日(以下「最終償還判定日」といいます。)のトルコリラ・日本円為替レートに応じて円貨またはトルコリラで支払われます。したがって、トルコリラ・日本円為替レートの状況によっては満期時に為替差損が生じる可能性があります。
- 本債券の利率は当初3ヶ月間の利息期間については固定利率、それ以降の利息期間については各利払日の15営業日前の日(以下「利率判定日」といいます。)のトルコリラ・日本円為替レートの水準により決定されます。
- 本債券は、満期償還日を除く各利払日の15営業日前の日(以下「強制早期償還判定日」といいます。)のトルコリラ・日本円為替レートが強制早期償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、直後の利払日に額面金額の100%で強制早期償還されます。
- 本債券は、金利水準、トルコリラ・日本円為替レートの変化や発行者または保証者の信用状況の変化に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・本債券を売出しや当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)
- ・本債券の満期償還にあたり、トルコリラを円貨等と交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

本債券の主なリスク要因

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は、市場の金利水準、トルコリラ・日本円為替レート等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。
- ・本債券の当初払込みおよび利払いは円貨ですが、満期償還額は最終償還判定日のトルコリラ・日本円為替レートが償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、額面金額100万円につき、100万円を支払われ、償還判定為替を下回る円高の場合、額面金額100万円につき、100万円を基準為替で除して算出されるトルコリラ金額で支払われます。また、本債券の利率は、当初3ヶ月間の利息期間については固定利率、それ以降の利息期間については利率判定日のトルコリラ・日本円為替レートの水準により決定されます。したがって、本債券の市場価格は、市場の金利水準、トルコリラ・日本円為替レート等の変化に対応して変動しますので、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となり、売却損が生じる場合があります。
- ・本債券の満期償還額は、最終償還判定日のトルコリラ・日本円為替レートが償還判定為替を下回る円高の場合、額面金額を基準為替で除したトルコリラ金額で支払われるため、満期償還額の円貨相当額は満期償還時のトルコリラ・日本円為替レートに左右されます。したがって、満期償還時のトルコリラ・日本円為替レートの状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・金利水準は、日本およびトルコの中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・トルコリラ・日本円為替レートは、現在・将来の国際収支その他経済・金融情勢、政治情勢、政府の市場介入、投機その他の要因によって変動します。

発行者または保証者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- ・発行者または保証者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- ・発行者または保証者の信用状況または業務もしくは財産の状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

強制早期償還されるおそれがあります

- ・本債券は、強制早期償還判定日のトルコリラ・日本円為替レートが強制早期償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、直後の利払日に額面金額の100%で強制早期償還されます。本債券が強制早期償還された場合、満期償還日までに受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、その償還金額を再投資した場合に、強制早期償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

本債券の概要

発行者	フィンランド地方金融公社	
保証者	フィンランド地方政府保証機構	
発行形態	債券発行プログラム	
発行額	58億8,800万円	
額面金額	100万円	
発行日	2015年8月5日	
満期償還日	2020年8月5日	
利払い及び償還通貨	日本円(利払い及び早期償還)、日本円またはトルコリラ(満期償還)	
利率	当初3ヶ月間 <u>年9.81%</u> 以降4年9ヶ月間 (i)利率判定日の参照為替が利率判定為替以上の円安の場合、 <u>年9.81%</u> (ii)利率判定日の参照為替が利率判定為替未満の円高の場合、 <u>年0.10%</u>	
参照為替	円/ユーロ参照為替 ÷ トルコリラ/ユーロ参照為替 (小数第3位を四捨五入)	
円/ユーロ	ロイターページECB37における中央ヨーロッパ時間午後2時15分頃の1ユーロ	
参照為替	あたりの日本円を使用します。(参照ページ等は変更される場合があります)	
トルコリラ/ユーロ	ロイターページECB37における中央ヨーロッパ時間午後2時15分頃の1ユーロ	
参照為替	あたりのトルコリラを使用します。(参照ページ等は変更される場合があります)	
利率判定日	2016年2月5日から満期償還日までの各利払日の15営業日前の日	
基準為替	発行日の参照為替	
利率判定為替	基準為替 - 8.00円	
利払日	2015年11月5日をはじめとする毎年2月、5月、8月及び11月の5日	
満期償還額	(i)最終償還判定日の参照為替が償還判定為替以上の円安の場合、 <u>100万円</u> (額面金額100万円あたり) (ii)最終償還判定日の参照為替が償還判定為替未満の円高の場合、 <u>100万円 ÷ 基準為替</u> (額面金額100万円あたり) で算出されるトルコリラの金額(0.01トルコリラ未満は四捨五入)	
償還判定為替	基準為替 - 12.00円	
最終償還判定日	満期償還日の15営業日前の日	
強制早期償還条項	いずれかの強制早期償還判定日(強制早期償還日の15営業日前の日)の参照為替が強制早期償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、直後の強制早期償還日に額面金額の100%で早期償還されます。	
強制早期償還日が到来する月	強制早期償還判定為替	
2015年11月	基準為替 + 3.00円	
2016年2月	基準為替 + 2.50円	
2016年5月	基準為替 + 2.00円	
2016年8月	基準為替 + 1.50円	
2016年11月	基準為替 + 1.00円	

2017年2月	基準為替	+	0.50円
2017年5月	基準為替		
2017年8月	基準為替	-	0.50円
2017年11月	基準為替	-	1.00円
2018年2月	基準為替	-	1.50円
2018年5月	基準為替	-	2.00円
2018年8月	基準為替	-	2.50円
2018年11月	基準為替	-	3.00円
2019年2月	基準為替	-	3.50円
2019年5月	基準為替	-	4.00円
2019年8月	基準為替	-	4.50円
2019年11月	基準為替	-	5.00円
2020年2月	基準為替	-	5.50円
2020年5月	基準為替	-	6.00円

強制早期償還日 2015年11月5日から2020年5月5日までの各利払日

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- 本債券の売出しの取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 本債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

本債券に関する租税の概要

日本の税務当局は本債券に係る課税上の取扱いを明確にしていますが、日本の税法上、本債券は公社債としてみなされ、以下のとおり取扱われるものと考えられます。詳細につきましては、あらかじめ税理士、所轄の税務署等にお問い合わせください。

[個人のお客様]

- 本債券の利子については、利子所得として課税されます。
- 本債券を売却したことにより発生する利益の取扱いは、明確ではありません。譲渡所得として総合課税の対象となる場合があります。
- 本債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。
- 平成28年1月1日より金融所得課税の一体化の拡充(公社債(一部を除く。)・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる)等の実施が予定されています。

[法人のお客様]

- 本債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本債券のお取引を行う場合は、以下によります。

- 本債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。さらに、本債券の商品内容やリスク要因を十分ご理解いただいた上で投資確認書を差入れていただきます。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商号等	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円 (平成27年3月末現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成21年6月
連絡先	0120-374-250(受付時間:平日8:30~17:30) またはお取扱い店にご連絡ください。

＜＜為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券の損益シミュレーション＞＞

本シミュレーションは、「フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2020年8月5日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券」(以下、『本債券』といいます。)について満期償還額および期中価格の変動のイメージを示したものです。

【仮定】

利率	当初3ヶ月間	年 9.81%
	以降4年9ヶ月間	以下に従って決定されます。
	(i) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替以上の円安である場合	: 年 9.81%
	(ii) 利率判定日の参照為替が、利率判定為替未満の円高である場合	: 年 0.10%
基準為替	45.00円	
利率判定為替	37.00円	(=基準為替-8.00円)
償還判定為替	33.00円	(=基準為替-12.00円)
強制早期償還判定為替	初回利払日	48.00円 (=基準為替+3.00円)
	以降	利払日毎に0.50円ずつ円高
満期償還額	22,222.22トルコリラ	(=100万円÷基準為替)又は 100万円
債券購入価格	額面の100%	

【ヒストリカルデータ】

- 以下は、トルコリラ・日本円為替レートのヒストリカルデータです。2002年1月1日から2015年7月20日までの期間を採用しており、最大値から最小値への変動率は61%です。

最大値	最小値	変動率
2002年2月5日	2011年10月4日	61%
102.59円	40.23円	

※2005年1月1日に通貨の変更が行われておりますが、その影響を加味したヒストリカルデータを採用しております。(データ出所 ブルームバーグ)

【ヒストリカルデータによる想定損益】

① 満期償還額

本債券の満期償還が外貨償還の場合、償還日のトルコリラ・日本円為替レートが試算時のトルコリラ・日本円為替レートより上記の変動率と同じ61%下落したと仮定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は、額面100万円に対して61%相当の61万円となります。したがって、この場合における償還金額の円貨相当額は、額面100万円に対して39万円となります。

想定損失額	想定償還額	損益率
▲61万円	39万円	▲61%

② 期中価格と売却損益

本債券の発行直後にトルコリラ・日本円為替レートのみが試算時のトルコリラ・日本円為替レートより上記と同様に61%下落したと想定した場合、途中売却時の想定損失額(損失見込額)は、額面100万円に対して74%相当の74万円となります。したがって、この場合の想定受取額は、額面100万円に対して26万円となります。

想定損失額	想定受取額	損益率
▲74万円	26万円	▲74%

【損益シミュレーションによる想定損益】

① 満期償還額

- 額面100万円に対する満期償還額を満期償還時のトルコリラ・日本円為替レートを用いて円換算した額およびその損益を示しています。

円償還の場合(償還判定為替≦最終償還判定日の参照為替)		
トルコリラ・日本円 為替レートの影響なし	満期償還額 (額面100万円あたり)	損益 (額面100万円あたり)
	1,000,000円	0円
トルコリラ償還の場合(最終償還判定日の参照為替<償還判定為替)		
満期償還時のトルコ リラ・日本円為替レート	円貨相当額 (額面100万円あたり)	円換算した際の損益 (額面100万円あたり)
0円	0円	▲1,000,000円
5円	111,111円	▲888,889円
10円	222,222円	▲777,778円
15円	333,333円	▲666,667円
20円	444,444円	▲555,556円
25円	555,555円	▲444,445円
30円	666,666円	▲333,334円
35円	777,777円	▲222,223円
40円	888,888円	▲111,112円

※円未満切り捨て

② 期中価格と売却損益

- 以下のシミュレーションは、試算時の条件からトルコリラ・日本円為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

トルコリラ・日本円 為替レートの変化	トルコリラ・日本円 為替レート	40円円高	30円円高	20円円高
	損益		▲91%	▲77%
額面100万円あたりの 損失額		▲910,000円	▲770,000円	▲640,000円

- 以下のシミュレーションは、試算時の条件から円金利及びトルコリラ・日本円為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

円金利とトルコリラ・ 日本円 為替レートの変化	円金利	3.0%上昇		
	トルコリラ・日本円 為替レート	40円円高	30円円高	20円円高
損益		▲91%	▲78%	▲63%
額面100万円あたりの 損失額		▲910,000円	▲780,000円	▲630,000円

- 以下のシミュレーションは、試算時の条件からトルコリラ金利及びトルコリラ・日本円為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

トルコリラ金利と トルコリラ・日本円 為替レートの変化	トルコリラ金利	10.0%上昇		
	トルコリラ・日本円 為替レート	40円円高	30円円高	20円円高
損益		▲93%	▲84%	▲75%
額面100万円あたりの 損失額		▲930,000円	▲840,000円	▲750,000円

- 試算時の金利およびトルコリラ・日本円為替レート

	円	トルコリラ	1トルコリラ	=	45.00円
1年	0.14%	11.11%			
2年	0.15%	11.01%			
3年	0.17%	10.91%			
4年	0.21%	10.86%			
5年	0.27%	10.83%			

【ご留意点】

- 本債券の発行条件は確定しておらず、本シミュレーションは想定レベルを設定した上での試算である為、実際の取引条件とは異なります。よって本シミュレーションの結果は、本債券の実際の満期償還額、時価あるいは売却価格とは異なります。
- 上記の各計算値は、すべて概数です。また、想定損失額や想定償還額等は、額面100万円当りの金額を記載しております。
- 各損失額は、将来における実際の損失額を示すものではありません。市場環境次第では、実際の損失額が想定損失額を大きく上回る可能性があります。また、試算の前提と異なる状況となる場合、シミュレーション以上の損失を被るおそれがあります。
- 本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は、市場の金利水準、トルコリラ・日本円為替レート等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。
- 実際の損失額は、売却時における本債券の流動性の状況や、発行者または保証者の信用力等の金融市場指標以外の変動要素や、途中売却に伴い発生する費用、その他残存期間の利回り水準等が影響するため、その影響の程度は予測できず具体的な金額を事前に記載することはできません。
- 円金利およびトルコリラ金利の変化は、算出時のレートを基準とし、直近から償還年限までの各期間の金利水準が同一幅変化したものとして試算しています。
- 本シミュレーションは、発行直後に各金融指標の変化があった場合の債券価格の変化(試算値)を示しています。ただし、残存年数の変化によって価格変動のイメージは異なります。
- 本シミュレーションはあくまでも簡便な手法により行われたものです。

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

商号等

SMBC日興証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

手数料等について

- ・本債券を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)
- ・本債券の満期償還にあたり、トルコリラを円貨等と交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

リスク等について

- ・本債券の市場価格は、市場の金利水準、トルコリラ・日本円為替レート等の変化に対応して変動します。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。
- ・本債券は最終償還判定日のトルコリラ・日本円為替レートの水準により償還通貨および満期償還額が決定されます。したがって、満期償還時のトルコリラ・日本円為替レートの状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・本債券の利率は、トルコリラ・日本円為替レートにより適用される利率が変動します(当初固定期間を除く)。関連する各利率判定日の参照為替が利率判定為替未満の円高の場合、関連する利払期日に適用される利率は、年率0.10%となります。
- ・本債券は、一定の条件が満たされた場合、額面の100%で早期償還されます。本債券が早期償還された場合、満期償還日まで受領するはずであった利息を受領することができなくなります。
- ・発行者または保証者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります。

当社が加入する協会等について

- ・ 日本証券業協会
- ・ 一般社団法人日本投資顧問業協会
- ・ 一般社団法人金融先物取引業協会
- ・ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

2015年7月

債券売出届出目論見書
＜訂正事項分＞

フィンランド地方金融公社

フィンランド地方政府保証機構保証付
フィンランド地方金融公社 2020年8月5日満期
為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付
円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券

本債券売出届出目論見書により行うフィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2020年8月5日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第5条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を平成27年7月15日に、また同法第7条および第27条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成27年7月23日に、それぞれ関東財務局長に提出しており、平成27年7月27日にその届出の効力が生じております。

本債券の元金は償還期限においてトルコリラで支払われることがありますので、日本円・トルコリラ間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。尚、本債券において使用される日本円・トルコリラ間の為替レートは、日本円・ユーロ間の変換レートをトルコリラ・ユーロ間の変換レートで除して得られるレートとなるため、日本円・ユーロ間および/またはトルコリラ・ユーロ間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

債券売出届出目論見書の訂正理由

債券売出届出目論見書の記載事項のうち、券面総額、売出価格の総額、利率、利息額、計算代理人およびその他未定事項が決定しましたので、関連する事項を下記のとおり訂正するものであります。訂正した箇所には下線を付しております。

訂正事項

	頁
第一部 証券情報	1
第2 売出債券に関する基本事項	1
1 売出要項	1
2 利息支払の方法	2

— 売 出 人 —

S M B C 日 興 証 券 株 式 有 限 公 司

第一部【証券情報】

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

(前 略)

売出債券の名称	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2020年8月5日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	58億8,800万円 (注2)
各債券の金額	100万円(注3)	売出価格	額面金額の100%
売出価格の総額	58億8,800万円 (注2)	利率	額面金額に対して、 (i) 2015年8月5日(当日を含む。)から 2015年11月5日(当日を含まない。)まで の期間： 年9.81% (ii) 2015年11月5日(当日を含む。)から償 還期限または(場合により)強制早期償還 日(いずれも当日を含まない。)までの期 間： (イ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為 替以上の円安である場合 年9.81% (ロ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為 替未満の円高である場合 年0.10% (注4)
償還期限	2020年8月5日 (注3)	売出期間	2015年7月27日から 2015年8月4日まで
受渡期日	2015年8月6日		
申込取扱場所	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに下記(注6)に記載の金融機関 および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注7)		

(注1) 本債券は発行者の債券発行プログラム (Programme for the Issuance of Debt Instruments) (以下「債券発行プログラム」という。)に基づき2015年8月5日(以下「発行日」という。)に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は58億8,800万円である。

(注3) 本債券についての申込単位は、100万円の整数倍とする。本債券の利息の支払は日本円によりなされるが、本債券の最終償還は、2020年8月5日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」に従い日本円またはトルコリラによりなされる。また、下記「3 償還の方法 (2) 強制早

期償還」に記載するとおり、償還期限前に償還される可能性がある。なお、その他の償還期限前の償還については、下記「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」および「11 その他」を参照のこと。

- (注4) 利率判定日、参照為替および利率判定為替の定義については、下記「2 利息支払の方法」を、強制早期償還日の定義については、下記「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」を、それぞれ参照のこと。
- (注5) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

(中 略)

- (注6) 売出人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。
- (注7) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。
- (注8) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)

2【利息支払の方法】

(前 略)

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2015年8月5日（当日を含む。）から2015年11月5日（当日を含まない。）までの期間については、年9.81%。すなわち、額面金額100万円の各本債券につき、2015年11月5日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、24,525円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2015年11月5日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの期間（以下「連動利息期間」という。）については、2016年2月5日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日（以下「連動利払期日」という。）に、各連動利払期日（当日を含まない。）までの3ヵ月間の期間についての利息（以下「連動利息額」という。）が後払いされる。各利息期間（以下に定義される。）に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額は、計算代理人（以下に定義される。）により以下に従って決定される。
- (i) 関連する連動利払期日直前の利率判定日の参照為替が利率判定為替と等しいかそれを上回る円安である場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年9.81%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、24,525円とする。

(中 略)

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバをいう。

(後 略)